

# 社会福祉法人みのり村役員等の報酬等規程

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みのり村(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤で法人業務に当たる理事長、副理事長、常務理事(以下「常勤理事長等」とする)については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 上記(1)以外の役員等で非常勤の者(以下「非常勤役員等」とする)については、法人業務を行う場合に別表4のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費がその費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

2 常勤理事長等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (常勤理事長等の報酬の算定方法)

第3条 常勤理事長等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額。

(2) 賞与については、別表2に定める額。

(3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額。

(4) 通勤手当については、給与規則第22条の規定に準ずる額。

## (非常勤役員等の費用弁償の算定方法)

第4条 非常勤役員等の費用弁償の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 費用弁償については、別表4に定める額。

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の常勤理事長等の報酬は、支給しないものとする。

ただし、その重要性（法人への実績や貢献度、社会的地位）などに鑑み支給すべきと理事会により判断された役員は、別表5の（1）、（2）により支給することができる。

2 賞与については、第2条、第3条の定めに基づき（前項のただし書きの理事会により、支給されると判断された者には別表2により役員賞与として支給する。

3 退職手当については、第1項のただし書きのように理事会により支給されると判断された者には別表3の示すように、職員給与併給時にさかのぼり合算（職員給与併給理事長年数+常勤理事長等年数）した年数に ※2の功績倍率係数を乗じて支給する。

#### （報酬等の支給方法）

第6条 常勤理事長等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規則第3条に準じた日とする。

（2）賞与については、毎年6月、12月及び一時金支給がある場合とする。

（3）退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

（4）報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

#### （報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤理事長等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事長等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤理事長等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

#### （端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。  
令和3年7月1日一部改正